

官報

号外 昭和三十六年三月二十四日

第三十八回衆議院會議録 第十九号

昭和三十六年三月二十四日(金曜日)

議事日程 第十五号

昭和三十六年三月二十四日

午後一時開議

第一 資金運用部資金法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第二 医療金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 資金運用部資金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 医療金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日本住宅公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

法律案内閣提出、參議院送付)

公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件

選挙制度審議会設置法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後二時二十八分開議

○議長(清瀬一郎君) これより會議を開きます。

日程第一 資金運用部資金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第一、資金運用部資金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

資金運用部資金法の一部を改正する法律案

右 國會に提出する。

昭和三十六年三月一日

内閣總理大臣 池田 勇人

資金運用部資金法の一部を改正する法律案

資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八條(見出しを含む。)中「資金運用部資金運用審議会」を「資金運用審議会」に改める。

第十條第一項から第三項までを次のように改める。

審議会は、委員七人以上で組織する。

2 審議会の委員は、学識経験のある者のうちから、内閣總理大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十一條を次のように改める。

(審議会の会長)

第十一條 審議会の会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、会長の職務を代理する。

第十一條の次に次の一條を加える。

(専門委員)

第十一條の二 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから、内閣總理大臣が任命する。

3 専門委員の任期は、二年とする。ただし、その者に係る専門の事項に関する調査審議を終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

第十二條に次の一項を加える。

託された資金及び国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第十九條第二項の規定により預託された資金をいう。以下次条において同じ。)に係るものとする。

その他の資金に係るものとに区分した表を、当該計画に関する書類に添附して提出しなければならない。

第十三條に次の一項を加える。

第一項の報告書には、前項に定めるもののほか、前条第二項の分類及び区分に応じて資金運用部資金の運用状況をとりまとめ、年金資金等に係る使途別の運用状況を特に明らかにした表を添附しなければならない。

附則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 改正後の資金運用部資金法(以下「法」という。)第十三條の規定は、昭和三十六年度以後の資金運用部資金の運用に係るものについて適用し、昭和三十五年度の資金運用部資金の運用に係るものについては、なお従前の例による。

3 資金運用部預託金利率の特例に関する法律(昭和二十七年法律第五十二号)は、廃止する。

4 資金運用部預託金で契約上の預託期間(以下「約定期間」という。)が七年以上のものに対しては、法第四條第三項の規定にかかわらず、同項第六号の規定による利子を附するほか、昭和三十六年度以後当分の間、大蔵大臣が資金運用審議会の意見を聞いて定めるところとする。

昭和三十六年三月二十四日 衆議院會議録第十九号 資金運用部資金法の一部を改正する法律案

ろにより、特別の利子を附する。
ただし、約定期間満了前に払戻しをしたものに對しては、この限りでない。

5 前項の規定により附する利子は、約定期間の満了の日のほか、毎年三月三十一日及び九月三十日に、当該預託金の経過預託期間に應じて日割計算により支払うものとする。

6 簡易生命保険及郵便年金特別会計法(昭和十九年法律第十二号)第八條の規定により昭和三十五年以後に資金運用部に預託された資金(簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に關する法律(昭和二十七年法律第二百十号)第三條第六項の規定による預託金となつたものを含む。以下この項において「預託金」といふ。)で、預託されていた期間が一年以上七年未満のものに對しては、前項の規定により、簡易生命保険及郵便年金特別会計法第八條の規定により当該年度分の余裕金として現に預託されている資金(約定期間が一年未満のものを除く。)の額が、当該年度において同日前に払戻しをした預託金(約定期間が一年未満のものを除く。)の合計額をこえる場合には、当該払戻しをする預託金のうちそのこえる額に達するまでのものに對しては、法第四條第三項及び第四項の規定にかかわらず、これらの規定による利子を附するほか、昭和三十六年度以後当分の間、次に掲げる利率により利子を附する。

一 当該預託金が法第四條第三項第三号から第五号までの規定により利子を附するものであるときは、これらの規定に掲げる利率と同項第六号に掲げる利率との差に相當する利率
二 当該預託金が法第四條第四項第三号から第五号までの規定により利子を附するものであるときは、その預託されていた期間を約定期間とみなして前号の規定に準じて算出した利率
7 前項各号の規定による利子は、これに係る預託金の払戻しをする日に、当該預託金の経過預託期間に應じて日割計算により支払うものとする。
8 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。
第十五條第一項の表中「資金運用部資金運用審議會」を「資金運用審議會」に改める。
9 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に關する法律の一部を次のように改正する。
第四條の見出し及び同條第一項中「資金運用部資金運用審議會」を「資金運用審議會」に改める。

理由

資金運用部資金運用審議會の名称及び組織を改め、資金運用部資金の運用計画書及び運用報告書には年金資金等とその他の資金とに区分した使途別分類表を添附することとするほか、資金運用部預託金のうち預託期間が長期のものに對して、当分の間、特別の利子を附することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長足立篤郎君。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔足立篤郎君登壇〕

○足立篤郎君 ただいま議題となりました資金運用部資金法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

昭和三十六年度に提出制国民年金が發足するに伴い、資金運用部のあり方、国民年金積立金の運用等につきまして、関係の審議會からそれぞれ建議あるいは答申が行なわれたのであります。この法律案は、これらの趣旨に沿つて制度及び運営の改善を行ない、もつて資金運用部資金のより適正な運用をはからうとするものであります。

その内容は、
第一に、資金運用部資金運用審議會の名称を資金運用審議會に改め、審議會は學識経験委員七人以上で組織し、会長は委員の互選によつて定め、また専門委員若干名を置くことができることとしております。
第二に、資金運用部資金の運用計画書及び運用報告書を審議會に提出する場合に、資金の区分別、使途別分類表を添付しなければならないこととしております。

第三に、資金運用部預託金で、約定期間七年以上のものに對しては、通常

の利率年六分の利子を付するほか、当分の間、毎年度の収支を勘案して、大蔵大臣が資金運用審議會の意見を聞いて定めるところにより特別の利子を付することとしております。

第四に、簡保資金の特殊性とその利回り向上を考慮し、簡保余裕金として預託された資金で、預託期間が一年以上七年未満のものうち、新たに預託された余裕金の額に應じて払い戻されるものに對しては、当分の間、原則として、年六分まで預託利回りの向上をはかることとしております。

この法律案は、慎重審議の後、昨二十三日質疑を終了し、討論に入りましまたところ、日本社会党を代表して横山委員より、本案に反對する旨の討論がありました。次いで、採決いたしましたところ、起立多数をもって本案は原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 討論の通告がございいますから、これを許します。藤原豊次郎君。

〔藤原豊次郎君登壇〕

○藤原豊次郎君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題になつております資金運用部資金法の一部を改正する法律案に對し、反對の意見を表明するものであります。(拍手)

申すまでもなく、資金運用部の資金

は、郵便貯金、厚生年金積立金、さらに、本年より新しく加えられます国民年金積立金等を統合管理しまして、これを財政投融資として運用しているものであります。本来、これら年金積立金は、国民大衆の零細な貯蓄並びに社会福祉的性格のものでありますから、その運用は、国民生活に直結した社会福祉部門に重点が置かれねばならないのであります。しかるに、政府は、これら年金資金を公共投資の美名のもとに、一部独占資本、ことに、軍需に關係ある産業に融資して参つたのが実情であります。(拍手)

三十六年度より発足する提出制国民年金の運用にあたつて、社会保障推進協議会は次のように述べております。すなわち、「国民年金積立金が、現状のごとく、そのまま財政投融資資金として運用されるときは、いわゆる低所得国民層の拠出金が大本の利益に供されることになるから、この年金積立金は自主的に管理し、これを拠出者の利益に直結した部門に運用すべきである」と主張しているものであります。また、厚生省の中にも、国民年金積立金は、その性質上、社会福祉や生活環境整備等に運用すべきであり、それらは厚生省の所管行政でありますから、資金運用部に統合して運用するよりも、むしろ、分離運用の方が適當であるとの意見もあるものであります。このような事情に基づいて、社会保障制

度審議会や国民年金審議会は、還元融資に關する特別会計を作るようにと答申したのであります。大蔵省及び資金運用審議会はこれを無視して、財政投融資の重点が社会的公共投資に移行しつつあるからということ強調して、これを資金運用部に統合運用しようとしているのであります。このことは、年金本来の精神をじゅうりんして大資本に奉仕する池田内閣及び自民党の本質を露呈しているものであると思ふのであります。(拍手)

かかる非をおおわんとして、政府は、従来一五%であった還元融資を二五%に増額したのであります。その裏面で、社会福祉事業団を設立してこの運用に当たらせんとしているのは、まさに、一時を糊塗し、国民大衆を欺瞞するの極と言ふべきであります。何となれば、この福祉事業団とは一種の中間搾取の機関であるからであります。従つて、福祉資金として受益者団体に還元されるものは、はるかに少なくなるのであります。また、政府の社会的公共投資につきましても、その対象は、道路、港湾、工業用水等の、いわゆる独占資本を利用するものはかりでありまして、文教、厚生施設、生活環境改善等の国民生活向上に直結する部門への公共投資は、ほとんどおぼろにされているのが実情であります。

本来、社会的公共投資というものは、使い切りの財政支出の対象としてふさわしいものが多いのであります。から、これは金融的に調達された資金運用部資金をもつてするよりも、むしろ、一般会計の予算で処理すべき性質のものであります。思うに、年金制度は、社会保障の充実と前進のために創設せられたものでありまして、池田内閣や自民党の考えるように、長期で低利な財政投融資資金として設けられたものではありせん。(拍手)従つて、以上述べました点から、これら年金資金が本来の姿で運用されるためには、次の三点が肝要であります。

第一に、大企業、ことに軍需に關係する産業に対する融資は、資金運用部資金のワクからはすべきであります。

第二には、社会的公共投資は国民大衆の生活に直結すべきであつて、これが大企業を利用する方面へ運用されるべきではありません。(拍手)

第三は、還元融資を大幅にふやすべきであります。年金の拠出者は、その蓄積された膨大な掛金で有利な年金制度が確立され、また、自分たちに還元されることを期待しているのではありません。これらの人たちの期待を裏切ることのないように十分考慮すべきであります。

資金運用部の資金運用につきましても、各審議会を通じての共通の意見が出ております。第一は、資金運用審議会を民主的な組織に改め、拠出者の意向を反映させるべきであるということと、第二に、資金の使い道は、社会福祉その他国民生活に直結する部門に重点を置いて、その使途を明確にするのと、第三は、資金は、拠出者の利益のために、できるだけ有利に運用すること、この三点が要望せられているのであります。が、今度の改正案を見ますと、このうちの何一つも満たされていないのであります。

第一の、審議会の構成についてであります。が、改正案によりましますと、「審議会の委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。」とありまして、審議会の要望しておるところの、年金拠出者の意向を反映させるために審議会の委員に拠出者の代表を加えるべきであるという、この点が欠けている。また、資金運用審議会の性格を、単に大蔵大臣の定めた資金運用計画の諮問機関としてだけでなく、もっと積極的な性格を持ち、さらに、審議会の議事内容も民主的に公開すべきであるというこの要望は、全く無視せられていっているのであります。(拍手)

第二の、資金の使途についてであります。が、厚生省並びに社会保障制度審議会では、公的年金の積立金について、従来から、統一的基金制度の運用を希望しており、資金運用部資金に繰り入れる場合でも、特別勘定として他の資金から区別することを要望しているものであります。しかるに、資金運用審議会は、財政の一元化の見地から、国民年金積立金も含めて資金運用部への総合的預託を主張し、特別勘定の設置をも認めないのであります。国民年金制度は、本来、社会保障の充実のために創設せられたものでありまして、たまたま、それが賦課式でなく積み立て方式をとつたために、積立金という巨額な国家資金が形成されたからといって、単に国家資金という理由だけでこれを資金運用部に統合運用しなければならぬという理由はどこにもないのであります。この理由のないところに理由をつけ、これを実現せんとするゆえんのものは、政府は、社会保障制度を確立するために国民年金制度を実施するのだと唱へながら、その実は、財政投融資資金として長期低利な資金を集め、大企業に奉仕せんとしている考があるからであります。(拍手)政府は、今度の改正案によつて、資金運用計画の使途別分類を行ない、運用状態を明らかにすると申しておりますが、これだけでは、実際にどのように資金が運用せられたかは明らかになりません。郵便年金や、簡易保険や、厚生年金や、国民年金や、産業投資や、その他の積立金を、一べんに全部集めて、そうして、その中から使途を考へるといふのではなくて、自主的な特別勘定を設けて、国民の出した年金の掛金はどのように運用されているとすることが一目瞭然とわかるような機構にして運用すべきであります。

第三の、資金を有利に運用する点につきましても、自主運用の中で考えるべきであつて、その中から、一定の条件のもとに資金運用部へ預託するなり、または、より有利な利回りを得られる対象への運用をはかればよいことであつて、これらの資金をはかの積立金と一緒に、一べん資金運用部に集めてから運用するというのでは、年金制度の基本的な性格がそがれるおそれがあるのであります。大企業に低利で融資することのみをはかつて、社会福祉をおおぼろにする態度は、今度の改正案でも少しも改まつていないのであります。

そこで、わが社会党としましては、各審議会の意向を尊重しまして、前に述べましたように、まず、これらの年金基金の分離運用をはかり、拠出者代表を含めた運用審議会の立案計画によつて、その積立金の相当の部分を福祉施設建設等のために運用し、還元融資を大幅にはかるべきだと考へるものであります。残りの部分につきましても、全体の平均予定率の六分を維持するために資金運用部に預託し、その積立金につきましても、国民の福祉に役立つ方面に用いるような規制を加へることにいたしまして、年金本来の意味を失ふことのないようにしようとするものであります。

昭和三十六年三月二十四日 衆議院會議第十九号 資金運用部資金法の一部を改正する法律案

昭和三十六年三月二十四日 衆議院會議第十九号 医療金融公庫法の一部を改正する法律案 外務省設置法の一部を改正する法律案外二案

三六〇

以上述べましたごとく、この改正案は、その改正の跡の見られない、全くのごまかしにすぎないものであります。日本社会党が本改正案に反対いたしますのは、以上述べたような理由によるものであります。

重ねて申し上げますが、資金運用部に集められた資金は、その大部分が一般国民大衆の零細な資金でありますから、以上のごとき諸点が無視されているこの法案を撤回し、あらためて改正するべき点を主張して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は終局いたしました。採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第二 医療金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(清瀬一郎君) 日程第二、医療金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

医療金融公庫法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和三十六年二月二十日
内閣総理大臣 池田 勇人

医療金融公庫法の一部を改正する法律案

医療金融公庫法(昭和三十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「十億円」を「三十億円」に改める。

附則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

理由

医療金融公庫の資本金を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員長山本猛夫君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔山本猛夫君登壇〕

○山本猛夫君 ただいま議題となりました医療金融公庫法の一部を改正する法律案につき、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

医療金融公庫法は、第三十四回国会で制定され、私立の病院、診療所等の設置及び機能の向上に必要な長期かつ低利の資金であって、一般の金融機関

が融通することを困難とするものを融通するものであり、昭和三十五年度においては二十九億五千万円の貸付を行なうことを予定し、充足したのであります。公庫に対する資金需要は、これをはるかに超過しておる実情であります。よって、政府は、昭和三十六年度におきましては、公庫の貸付額として七十億円を予定し、これに要する資金として、資金運用部資金の借入金四十八億円及び貸付回収金二億円のほか、一般会計から二十億円を出資することとしたのであります。従いまして、公庫の資本金十億円を、二十億円増加して三十億円に改正する必要がある、これが本改正案の目的であります。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。二月二十日本委員会に付託され、本月二十三日に質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたします。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

外務省設置法の一部を改正する法律案、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案、通商産業省設置法の一部を改正する法律案、この三案を一括して議題といたします。

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、外務省設置法の一部を改正する法律案、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案、通商産業省設置法の一部を改正する法律案、右三案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

外務省設置法の一部を改正する法律案、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案、通商産業省設置法の一部を改正する法律案、この三案を一括して議題といたします。

外務省設置法の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法(昭和二十六法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

1 第五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
2 欧亜局に、中近東アフリカ部を置く。
3 第九条の二に次の一項を加える。
4 中近東アフリカ部においては、前項各号に掲げる事務のうち中近東及びアフリカの諸国に関する事務をつかさどる。

附則
この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

理由
中近東及びアフリカの諸国に対するわが国の外交事務を円滑に遂行するため、外務省欧亜局に中近東アフリカ部を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
昭和三十六年三月二日
内閣総理大臣 池田 勇人

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律
 (在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正)
 第一条 在外公館の名称及び位置を定める法律(昭和二十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

表中「在コンゴ」を「在コンゴ」に改正する。

在コンゴ(レオポルドヴィル)日本国大使館	コンゴ(レオポルドヴィル)
在エクアドル日本国大使館	エクアドル
在ボリビア日本国大使館	ボリビア
在パラグアイ日本国大使館	パラグアイ
在ウルグアイ日本国大使館	ウルグアイ
在ソマリア日本国大使館	ソマリア
在スーダン日本国大使館	スーダン
在チャード日本国大使館	チャード
在中央アフリカ共和国日本国大使館	中央アフリカ共和国
在カメルーン日本国大使館	カメルーン
在コンゴ(ブラザヴィル)日本国大使館	コンゴ(ブラザヴィル)
在ガボン日本国大使館	ガボン
在ニジェール日本国大使館	ニジェール
在マリ日本国大使館	マリ
在モロッコ日本国大使館	モロッコ
在モーリタニア日本国大使館	モーリタニア
在セネガル日本国大使館	セネガル
在上ヴォルタ日本国大使館	上ヴォルタ
在ダホメ日本国大使館	ダホメ
在トーゴ日本国大使館	トーゴ
在象牙海岸共和国日本国大使館	象牙海岸共和国
在ギニア日本国大使館	ギニア
在リベリア日本国大使館	リベリア
在南アフリカ連邦日本国大使館	南アフリカ連邦
在マダガスカル日本国大使館	マダガスカル
在ウルグアイ日本国公使館	ウルグアイ
在南アフリカ連邦日本国公使館	南アフリカ連邦
在ボリビア日本国公使館	ボリビア
在エクアドル日本国公使館	エクアドル
在パラグアイ日本国公使館	パラグアイ

に改め、

を

在スーダン日本国公使館	スーダン
在モロッコ日本国公使館	モロッコ
在プレトリア日本国総領事館	南アフリカ連邦
在カサブランカ日本国総領事館	モロッコ
在ソールズベリー日本国総領事館	ローデシア・ニアサランド連邦
在ソールズベリー日本国総領事館	ローデシア・ニアサランド連邦
在レシフェ日本国総領事館	ブラジル
在ナイロビ日本国総領事館	英領ケニア
在ナイロビ日本国領事館	英領ケニア

(在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正)

第二条 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

附則第七項の次に次の一項を加える。

8 在ソマリア、在チャード、在中央アフリカ共和国、在カメルーン、在コンゴ(ブラザヴィル)、在ガボン、在ニジェール、在マリ、在モーリタニア、在上ヴォルタ、在ダホメ、在トーゴ、在象牙海岸共和国、在ギニア、在リベリア及び在マダガスカルの各日本国大使館に勤務する外務公務員に対して支給する在勤俸については、当分の間、在セネガル日本国大使館に勤務する外務公務員に対して支給する在勤俸の例による。	コンゴ
--	-----

別表大使館の項中

コンゴ(レオポルドヴィル)	コンゴ
エクアドル	エクアドル
ボリビア	ボリビア
パラグアイ	パラグアイ
ウルグアイ	ウルグアイ
スーダン	スーダン
モロッコ	モロッコ
セネガル	セネガル
南アフリカ連邦	南アフリカ連邦

昭和三十六年三月二十四日 衆議院會議録第十九号 外務省設置法の一部を改正する法律案外二案

[illegible]

に改め、

同表公使館の項中

ウルグアイ	三、三〇〇	一、〇〇〇	八、〇〇〇	七、〇〇〇
南アフリカ連邦	二、二〇〇	九、二〇〇	七、三九〇	六、四二〇

ポリ
ザ
イ
ア

1100	1100	1100	1100	1100	1100	1100
------	------	------	------	------	------	------

パラグアイ

五、二〇〇	四、四六〇	三、七二〇	三、二二〇	二、七二〇	二、四八〇	二、二二〇	二、〇三〇
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

ス
・
イ
ダ
ン

附則

一、び同法別表大使館の項に在セネガル

一、るとともに、

法律の施行期日は、各在外公
 吏の給与に關する法律附則第
 一に一項を加える改正規定及

理由
在外公館を増設し、及び昇格させ
び同法別表大使館の項に在セネガル
日本国大使館に関する部分を加える
改正規定は、昭和三十六年四月一日
から施行する。

るとともに、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤俸の額を設定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

同表總領事館の項中

一、八九〇	二、一〇〇	二、三二〇	二、五四〇	三、〇〇〇	三、四七〇	四、一六〇	四、八五〇	五、五四〇
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

及び

カ
サ
フ
ラ
ン

四、八五〇	四、一六〇	三、四七〇	三、〇〇〇	二、五四〇	二、三二〇	二、一〇〇	一、八九〇
を削り、							

ソールズベリ

四、八五〇	四、六〇	三、四七〇	三、〇〇〇	二、五五〇	二、三三〇	二、一〇〇	一、八九〇
							を

ナ
イ
ロ

四、八五〇	四、六一〇	三、四七〇	三、〇〇〇	二、五四〇	二、三二〇	二、一〇〇	一、八九〇
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

同表領事館の項中

一、八九〇
二、一〇〇
三、二一〇
四、五四〇
五、五五〇
六、一六〇
七、四七〇
八、一六〇
九、五五〇
一〇、五五〇
一一、五五〇
一二、五五〇
一三、五五〇
一四、五五〇
一五、五五〇
一六、五五〇
一七、五五〇
一八、五五〇
一九、五五〇
二〇、五五〇
二一、五五〇
二二、五五〇
二三、五五〇
二四、五五〇
二五、五五〇
二六、五五〇
二七、五五〇
二八、五五〇
二九、五五〇
三〇、五五〇
三一、五五〇
三二、五五〇
三三、五五〇
三四、五五〇
三五、五五〇
三六、五五〇
三七、五五〇
三八、五五〇
三九、五五〇
四〇、五五〇
四一、五五〇
四二、五五〇
四三、五五〇
四四、五五〇
四五、五五〇
四六、五五〇
四七、五五〇
四八、五五〇
四九、五五〇
五〇、五五〇
五一、五五〇
五二、五五〇
五三、五五〇
五四、五五〇
五五、五五〇
五六、五五〇
五七、五五〇
五八、五五〇
五九、五五〇
六〇、五五〇
六一、五五〇
六二、五五〇
六三、五五〇
六四、五五〇
六五、五五〇
六六、五五〇
六七、五五〇
六八、五五〇
六九、五五〇
七〇、五五〇
七一、五五〇
七二、五五〇
七三、五五〇
七四、五五〇
七五、五五〇
七六、五五〇
七七、五五〇
七八、五五〇
七九、五五〇
八〇、五五〇
八一、五五〇
八二、五五〇
八三、五五〇
八四、五五〇
八五、五五〇
八六、五五〇
八七、五五〇
八八、五五〇
八九、五五〇
九〇、五五〇
九一、五五〇
九二、五五〇
九三、五五〇
九四、五五〇
九五、五五〇
九六、五五〇
九七、五五〇
九八、五五〇
九九、五五〇
一〇〇、五五〇

右
国会に提出する。
昭和三十六年三月六日
内閣総理大臣 池田 勇人
通商産業省設置法の一部を改正
する法律

通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の二 国際連合児童基金に供与すべき物資及び役務の調達

並びに国際連合児童基金の委託に基づき物資及び役務の調達を行なうこと。
第八條第一項第六号の次に次の一号を加える。
六の二 通商政策上の関税に関する事務その他の関税に関する事務のうち通商産業省の所掌に係るものを総括すること。
第九條中第十一号の二を第十一号の三とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 工業用地、工業用水その他の産業立地に関すること。
第九條第十三号の次に次の一号を加える。
十三の二 国際連合児童基金に供与すべき物資及び役務の調達並びに国際連合児童基金の委託に基づき物資及び役務の調達を行なうこと。

第二十五條第一項の表中

顧問会議

通商産業に関する重要事項を調査審議すること。

産業構造調査会

産業構造に関する基本問題を調査審議すること。

改め、石炭鉱区調整協議会の項の次に次のように加える。

産炭地域振興審議会

石炭鉱害対策審議会

石炭産出地域の振興に関する重要事項を調査審議すること。
石炭鉱害対策に関する重要事項を調査審議すること。

附則第四項を次のように改める。

4 第二十五條第一項の表に掲げる

び石炭鉱害対策審議会を置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長久野忠治君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔久野忠治君登壇〕

○久野忠治君 ただいま議題となりました三法案につき、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず、法案の要点を申し上げますと、

理由
通商産業省に附属機関として産業構造調査会、産炭地域振興審議会及

外務省設置法の一部を改正する法律案は、中近東及びアフリカ地域の独立国に対する外交事務の円滑能率化をはかるため、欧亞局に中近東アフリカ部を設置することであり、
次に、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案は、南米及びアフリカ諸国との緊密化をはかるため、在外公館の新設及び昇格を行なうものであります。

次に、通商産業省設置法の一部を改正する法律案は、本省の付属機関として、産業構造調査会、産炭地域振興審議会及び石炭鉱害対策審議会を新設するとともに、鉱業法改正審議会の設置期限をさらに一年間延長し、顧問会議を廃止すること等であり、
以上三法案は、本委員会にて慎重審議を行なった後、本日いずれも全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案に対し、外務省の認証官制度に関し、三党共同提案にかかる附帯決議案が石橋委員より提出され、これまた全会一致の議決を見たのであります。
以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 三案を一括して採決いたします。
三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、三案は委員長報告の通り可決いたしました。

中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案を議題といたします。

中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十六年二月二十八日
内閣総理大臣 池田 勇人

中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律

中小企業振興資金助成法(昭和三十一年法律第十五号)の一部を次

のように改正する。
題名を次のように改める。
中小企業振興資金助成法
第一条中「設備の設置」を「設備の設置等」に、「交付すること」を「交付すること等」に改める。
第三条第一項に次の一号を加える。

四 事業協同組合若しくは事業協同小組合(これらの組合の組合員たる資格に係る事業が製造業(物品の加工修理業を含む。)であるものに限り)又はこれらの組合のみを会員とする協同組合連合会(以下「事業協同組合等」という。)の組合員又は所屬員が、その経営の合理化を図るため、当該事業協同組合等の作成する工場等集団化計画に基づいて一の団地に集団して工場又は事業場を設置する場合において、当該計画の内容が政令で定める基準に該当し、かつ中小企業の振興に著しく寄与するものであると認められるときは、第一号及び前号に掲げるもののほか、次の資金

イ 事業協同組合等がその組合員又は所屬員たる中小企業者の事業の用に供するため、土地を取得し、若しくは造成し、又は建物を建設するのに必要な資金
ロ 事業協同組合等の組合員又は所屬員たる中小企業者がその事業の用に供するため、土地を取得し、若しくは造成し、又は建物を建設するのに必要な資金

昭和三十六年三月二十四日 衆議院会議録第十九号 中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案 日本住宅公団法の一部を改正する法律案外一件

第四条中「中小企業等協同組合、商工組合、商工組合連合会若しくは環境衛生同業組合の施設又は中小企業者の経営の合理化のための設備の設置に必要と認めた」を「同項各号に掲げる必要な資金と認めた」に改める。本則に次の一条を加える。

附則
この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

第十四条 通商産業大臣は、事業協同組合等に対し、当該事業協同組合等の作成する工場等集団化計画の内容が第三条第一項第四号に規定する要件に該当するものである旨の承認をすることができる。

2 事業協同組合等が前項の承認を受けた場合において、当該事業協同組合等の組合員又は所屬員たる中小企業者（政令で定める日において、当該企業者である者に限る。）が、当該承認に係る工場等集団化計画の内容に違反し、その事業の用

年又は事業年度の所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）又は法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の規定による所得の計算上、総収入金額又は益金に算入しない。

理由

中小企業者の経営の合理化を一層促進するため、事業協同組合等の組合員又は所屬員が当該事業協同組合等の作成する工場等集団化計画に基づいて一の団地に集団して工場又は事業場を設置する場合にその集団化に必要な特定の資金の貸付けの事業を行なう都道府県に対し補助金を交付することができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（清瀬一郎君） 委員長の報告を求めます。商工委員会理事内田常雄君。

〔内田常雄君登壇〕

○内田常雄君　ただいま議題となります。した中小企業振興資金助成法の一部を、改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

中小企業振興資金助成制度は、中小企業者の設備の近代化及び共同施設の設置に対し無利子の資金を貸付するた

めの制度でありまして、昭和三十一年に設けられて以来、年々基金の規模も拡大して参り、大きな成果をおさめつつあります。

本改正案は、明年度予算案におけるこの資金の増額とも対応して、近來全国的に機運が高まりつつあります中小企業の工場団地の造成についても、これを助成するために、本制度による無利子の貸付を行ない得ることとし、なおまた、団地造成について税制上の優遇措置を講じようとして提案されたものであります。

本案の内容は、第一に、事業協同組合等を中心とする中小企業の工場集団化計画が政令で定める基準に該当するときは、集団化のための土地の取得、造成及び建物の建設に必要な資金を貸し付け得ることとする。第二に、

工場集団化のために旧工場用地を処分して新たに団地内の用地を買いかえた場合には、旧用地の譲渡益については、租税特別措置法の定めにより、所得税または法人税の課税を減免することの二点であります。

本案は、二月二十八日当委員会に付託され、自來、數回の審査を重ね、本日採決を行ないましたところ、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告の通り決するに御
異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（清瀬一郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日本住宅公団法の一部を改正する

法律案(内閣提出、参議院送付)
公営住宅法第六條第三項の規定に
基づき、承認を求めるの件

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、参議院送付、日本住宅公団法の一部を改正

する法律案、公営住宅法第六条第三項の規定に基づき、承認を求めるの件、右兩件を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

議長（清瀬一郎君） 田邊國男君の動
に御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」

めまします。よつて、日程は追加せられました。

日本住宅公団法の一部を改正する法律案、公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件、この兩件を一括して議題といたします。

日本住宅公団法の一部を改正する
法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年三月十日

參議院議長 松野 鶴平
衆議院議長 清瀨 一郎殿

日本住宅公団法の一部を改正する法律

日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第八号中「前七号」を「前八号」に、「施設」を「市街地において自ら又は委託により行なう住宅の建設と一体として建設することが適當である商店、事務所等の用に供する施設及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号中「前四号」を「前五号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「以下本章において『施設』という。』」を削り、同号を同条第五号とし、同条第三号中「前号」を「第二号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三、市街地において公園が行なう住宅の建設と一体として商店、事務所等の用に供する施設の建設を行なうことが適當である場合において、それらの用に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。

第三十二条中「施設」を「前条第三号及び第五号の施設」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三十二条の二 公団は、建設大臣の認可を受けて、公団の管理に係

る住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設で政令で定めるものの建設若しくは管理又は当該団地の居住環境の維持若しくは改善に関する業務を行なう事業に投資(融資を含む。)をすることができ

第五十八条を次のように改める。
(他の法令の準用)

第五十八条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国又は国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。
第六十一条第一項第一号中「第四十条第三項」の下に「、第三十二条の二」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件

右

昭和三十六年三月十三日

内閣総理大臣 池田 勇人

公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件
公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第六條第三項の規定に基づき、別紙公営住宅建設三箇年計画について、承認を求める。

別紙

公営住宅建設三箇年計画

昭和三十六年度から昭和三十年度までの公営住宅建設三箇年計画を次のとおり定める。
一、公営住宅一七一、〇〇〇戸を建設する。

二、一の内訳は、おおむね次のとおりとする。

第一種公営住宅 六六、〇〇〇戸
第二種公営住宅 一〇五、〇〇〇戸
三、一の公営住宅は、その大半を不燃堅ろう構造とし、建設の立体化と規模の引上げを図る。
四、公営住宅の建設にあわせて共同施設を必要に応じて建設する。

理由

公営住宅法第六條第二項の規定により決定した公営住宅建設三箇年計画については、同条第三項の規定に基づき、その大綱を国会に提出し承認を求める必要があるからである。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。建設委員長加藤高蔵君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

加藤高蔵君登壇

ただいま議題となりました、日本住宅公団法の一部を改正する法律案、及び、公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、日本住宅公団法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案の提案理由及びその要旨は、第一に、日本住宅公団は、市街地において住宅を建設する場合、必要に応じて、住宅の建設と一体として商店、事務所等の用に供する施設の建設、賃貸、管理及び譲渡の業務等を行なうことが

できることを法律上明らかにし、公団本来の業務として、一そうこれを活用せんとするものであります。

第二は、日本住宅公団の住宅団地の居住者の利便に供する施設を建設、管理し、または居住環境の維持改善を行なう事業に対し、公団は建設大臣の認可を受けて投資または融資をすることができるとしようとするものであります。

第三は、日本住宅公団を、不動産登記法等の法令につきましても、国または国の行政機関とみなし、これらの法令を準用することとするものであります。

本法案は、参議院先議のため、二月十四日本委員会に予備付託され、三月十日に本付託となったのであります。が、団地居住者の利害並びに団地管理に密接な影響を持つものでありますので、日本住宅公団総裁、団地居住者代表及び学識経験者の意見を聴取するなど、慎重審議をいたしたのであります。その内容の詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、三月二十二日に質疑を終了し、三月二十四日、討論を省略して直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、本法案には次の附帯決議が付せられました。附帯決議は次の通りであります。

附帯決議

日本住宅公団は、公団の投融資に

よる公団住宅居住者へのサービス機関の設立に当つては、居住者の意思が充分反映し、且つ運営が営利に走らないよう措置すると共にその規模並びに業務を充実して公団々地間に著しい格差を生ぜしめぬよう考慮すること。

右決議する。

次に、公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件につきまして申し上げます。

公営住宅の建設につきましては、公営住宅法第六條第三項の規定により、昭和二十七年以降毎三カ年を一期として、公営住宅建設三カ年計画を作成し、その大綱について国会の承認を求めることとなっております。昭和三十六年度はその第四期計画の初年度に当たりますので、第四期公営住宅建設三カ年計画の大綱について国会の承認を求めようとするものであります。

その内容は、昭和三十六年度より昭和三十八年度までの三カ年間に、第一種公営住宅六万六千戸、第二種公営住宅十萬五千戸、合計十七萬一千戸の建設を行なわんとするものであります。

本件は、三月十三日に本委員会に付託され、慎重審議を行なつて参つたのであります。その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、三月二十四日質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表いたしました中島巖委員より、原案に反対の意見が表明されました。

た。次いで、採決の結果、本件は多数をもって原案の通り承認すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) これより採決に入ります。

両案のうち、まず、日本住宅公団法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

賛成者起立

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件について採決いたします。

本件は委員長報告の通り承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

賛成者起立

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

選挙制度審議会設置法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(清瀬一郎君) 議院運営委員会の決定によりまして、内閣提出、選挙制度審議会設置法案の趣旨の説明を求めます。国務大臣安井謙君。

〔国務大臣安井謙君登壇〕

昭和三十六年三月二十四日 衆議院會議録第十九号

選挙制度審議会設置法案についての安井國務大臣の趣旨説明 選挙制度審議会設置法案に対する堀昌雄君の質疑

三六六

○國務大臣(安井謙吉) 選挙制度審議会設置法案について

会設置法案につきまして、提案理由とその内容の概略を御説明申し上げます。

選挙が民主政治の基盤をなすものである以上、選挙の公明化を期して参ることは、わが国民民主政治の進展のために、常に変わることのない課題であると考えられます。このような見地から、選挙制度は、創設以来幾多の改革を経て現在に至っているものであります。最近における数々の選挙の実情に顧みずとて、現行制度の全般にわたって再検討を加え、もって党派を越え、国民全体の協力を得て、理想選挙の実現を期して参る必要が痛感され、世論もまた強くこれを待望しているものと思われざるものであります。

政府といたしましては、この際、改善の具体策について成案を得るために、新たに、強力にして権威ある選挙制度審議会を設置し、各界各層の識見経験者をわすらわして、選挙制度の合理化及び選挙の公明化に関する重要事項について調査審議を願ひ、その答申を待つて、これを尊重して、改正法律案を国会に提出する等、所要の措置を講じようとするものであります。これが、この法律案を提案するに至った理由であります。

次に、この法律案の概略について御説明いたします。

第一に、選挙制度審議会は、国政の基礎をつちかち選挙の制度及びそれに関連のある諸般の事項の調査審議を使命とする関係上、これを総理府に置くこととしたしました。

第二に、その所管事務といたしましては、選挙及び投票の制度に関する重要事項、国会議員の選挙区及び各選挙

区別の議員定数を定める基準及び具体案の作成に関する事項、政党その他の政治団体及び政治資金の制度に関する重要事項、並びに選挙公明化運動の推進に関する重要事項について、内閣総理大臣の諮問に依りて、調査審議の上答申するとともに、これらの事項について、みずからも調査審議の上、意見具申をすることができるといたしました。

第三に、審議会の構成につきましては、学識経験者のうちから内閣総理大臣が任命する委員三十名以内で組織することとしたし、特別の事項を調査審議するために、必要があるときは、別に特別委員を置くことができるものとしたしております。この特別委員は、国会議員及び学識経験者のうちから内閣総理大臣が任命するものであります。が、国会議員のうちから任命された委員は、特に国会議員の選挙区及び各選挙区別の議員定数を定める具体案の作成については、事柄の性質上、調査審議に加わることができないこととしたしました。

第四に、審議会から答申または意見具申のあったときは、政府として、これを尊重して所要の措置を講ずべきことは当然のことでありまして、特にこの趣旨を明記することとしたしました。

なお、これらの事項のほか、審議会の組織、運営等について所要の規定を設けた次第であります。

以上が、この法律案の提案理由並びにその内容の概略でございます。(拍手)

選挙制度審議会設置法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(清瀬一郎君) ただいまの趣旨の説明に對しまして質疑の通告がございますから、これを許します。堀昌雄君。

(堀昌雄君登壇)

○堀昌雄君 私は、日本社会党を代表して、ただいま説明されました選挙制度審議会設置法案について質問をいたします。

わが憲法は、その前文において、「日本国民は、正當に選挙された国会における代表者を通じて行動し」という言葉で始められております。民主主義政治の基本は、すなわち、ここに求められるべきで、何よりも、まず第一に、選挙が正當に行われるものでなければならぬ。このことは、およそ政治に関心を持つすべての国民にとって、ごくあたりまえの常識であります。が、現在の選挙はたして国民の常識通りに正當に行なわれているかと尋ねられるならば、何人も、おそらく、いなと答えることであらうでしょう。

(拍手) 法治国の国民は法を守らなければならぬと、よくいわれますが、その、国民の守らなければならぬ法を作る立場にある者こそ、さらにきびしく法を守る者でなければならぬのは、当然のことです。(拍手) この当然過ぎるほどのことが選挙に関し

ても、内容の悪質な点においても、実に戦後最大の悪例を残したのであります。(拍手) さらにおそろしいことは、違反を犯すことこそ当選への近道であると、公然とこれを犯して何ら恥じることもない候補者がいかに多いかということでもあります。

この、ありのままの事実を指摘するだけでも、近代的な政党としての資格はもとより、憲法の前文にいう「正當に選挙された国会における代表者」としての資格においても問題があると思ふのであります。(拍手) 自由民主党総裁である池田首相は、謙虚にその非を認めて、国民に謝罪されてしかるべきであると考えますが、この点、首相はどのようにお考えになりますか、お伺いいたします。

グレシャムの言葉に、悪貨は良貨を駆逐するという言葉がありますが、現状の選挙の姿こそまさにその通りであると思ふるようであつては、国民の政治への不信感をぬぐい去ることはできません。公明な正しい選挙を求める声が激しく巻き起こってきたのも当然のことであり、選挙制度の改正を行なう立場にある私たちの責任は、まことに重大であります。

では、具体的に国民は何を求めているのであつたらうか。まず第一に、選挙公明化のために、連座制を初め、悪質違反に対するもっと強い措置をとってほしいということであり、第二は、政治資金の規正を厳格にすることであり、第三は、人口と議員定数の不均衡を是正してもらいたいということとであります。これらは、何も今に始まったことではなく、すでに数年前

から強く要望されていることであり、ただ、あまりに最近の選挙の腐敗が激しいために、もうこのままではがまんできないというものが、偽らぬ国民感情なのであります。(拍手) はたして、政府は、この国民の突き詰めた気持ちをすなおに理解しているであらうでしょうか。現在とられようとしているやり方を見てみると、率直に申して、国民の期待を裏切るものであることは明らかであり、まことに遺憾しく思うのであります。

振り返つてみると、昭和二十四年法律第二百七十七号をもって選挙制度調査会が設けられ、これまで七回にわたつて各種の答申が行なわれてきておりますが、昭和三十四年十二月二十六日には、「選挙の公明化をはかるため、現行選挙制度のもとにおいて、さしあつて講ずべき措置について」という答申がなされております。

そのおもなものを取り上げてみると、一、現行の選挙運動に関する規定は、あまりに繁雑に過ぎ、自由な運動を制限し過ぎるきらいがあるので、言論による事前運動の自由化、個人演説会の開催回数制限撤廃、頒布する文書図画の制限緩和等、言論及び文書による運動の制限はなるべくこれを緩和し、合理化すること、二、選挙運動を公正にするため、選挙の公営を拡充強化するとともに、既存の公営制度の合理化をはかること、三、選挙運動費用の制限が実際に即しないので、制限額を再検討するとともに、費用公開方法を有効に上るよう合理化すること、四、選挙の腐敗を肅正するため、次のような措置を講ずる。特に、ここが重要なのでありますが、(一)として、

悪質な違反に対しては、必ず選挙権及び被選挙権を停止するものとする。と、(二)連座制については、適用範囲の拡張、免責規定の再検討等、さらにその強化をはかること、(三)時効期間を延長すること、(四)裁判の促進をはかること、その他高級公務員の立候補の制限と議員定数の問題等となつております。

以上は、だれが見ても妥当なもので、国民の期待にこたえた、りっぱな答申であります。この答申をもとにして、過ぐる臨時国会において、各政党とも、おおむね検討を終わし、わが社会党においては改正案を提出したのではありませんが、目前に迫つた総選挙のためにその改正は見送られ、今日に至つております。しかし、この答申そのものは、現在においても、りっぱに生きていくわけであり、りっぱなところが、今回、政府は、これまでの調査会の答申をないがしろにして、突然新しい審議会の設置を提案してきたのでありますから、国民はその真意をはかりかねておもうのであります。

選挙法の改正は、次々と行なわれる選挙との関連で、提案の時期がきつて重要なことは、私が申し上げるまでもありません。この通常国会が最も適した時期であることも、また明らかであります。根本的に検討するということに名をかりて、時期をずらせて、問題をやややにしようとする政府の態度は、政治の姿勢を正すという総理の発言とは遠いものであることを痛感するのであります。(拍手)このような状態では、ただに選挙制度調査会の権威が無視されるだけでなく、委員であつた方々に対する重大な侮辱であ

り、国民を欺瞞するものであるときめつけられてもいたし方ないでありましょう。

私は、これらの観点より、池田総理に次の諸点をお伺いをいたします。

第一に伺いたい点は、総理府設置法によつて設けられた選挙制度調査会が厳として存在し、先ほど述べたように、過去十年以上にわたつて専門的に研究検討を続けていくものに対して、あらためて選挙制度審議会を設けなければならぬ理由は一体どこにあるのか、これが第一点であります。

第二は、今回の法律案では、「政府は、審議会から答申又は意見の申し出があつたときは、これを尊重しななければならない」という一項が設けられてありますが、法律でこのように規定をされなければ、各種の審議会、特に選挙制度調査会の答申については、政府はこれを尊重する意思がないのかどうか、ということであり、

第三には、もし法律による規定がなくとも尊重するということであり、ならば、具体的に私が述べて参りました従来の選挙制度調査会の答申に基づいて、直ちに法律改正をこの通常国会に提案すべきであると考えますが、提案されるのかされないのか、二者択一でお答えをいただきたいのであります。

第四点として、この国会に改正案が提出されないとすれば、何ゆゑ提案をしないのか、その理由と、それでは、いつの国会に提出するつもりなのか、その時期について明らかにしたいのであります。(拍手)第五には、新たに審議会を設けようとしてゐるのは、明らかに、今国会

における改正をすらせ、さらには、制度の根本改正と当面緊急の改正とをからませることによつて、選挙法改正をますます困難なものにしてしまおうとされている点であります。国民に対しては、あたかも改正の熱意があるように見せかけ、その実は、改正を引き延ばそうという理由をここに求めようとしているのではないかと、いうことでもあります。(拍手)

そこで、選挙法改正に対する今後の取り扱いについてお伺いをいたします。すなわち、きつめて根本的な制度の問題と、次に、定数と人口との関連の問題と、そして、最も重要なものは、すでに答申をされ、各党においても検討済みである公明化に対する問題と、およそ三つに分けられると思ひます。これを一括してでなければ取り上げないのか、あるいは、国民の希望に沿つて、緊急かつ重要なものから逐次、たとへば、公明化を第一に、定数問題は、その次に、というふうに取り上げていくとするのか、または、次の参議院選挙には必ず間に合わせるという、はつきりした意思をお持ちになつておられるのかどうか、お伺いをいたしたいのであります。

参議院の選挙を明年に控えて、すでに事前運動が始められておると伝えられてゐる今日、この通常国会で、すでに検討済みの部分は当然政府より提案すべきであり、もしもこの国会で改正をしないならば、明年の参議院選挙はさらに悪質化し、再び取り返しのないことになるのではないかと、心ある国民は深く憂慮してゐるのであります。審議会を設けることによつて、当然行なわれるべき改正を延期させる

結果となるならば、正当な選挙を望む国民の声を無視することとなり、まことにゆゆしきことであるといわなければなりません。

問題はきつめて重要でありますから御答弁が不十分な場合には再質問を保留させていただきます。どうか、私に答えていただくというよりも、広く国民に向かつて納得のいくように、具体的に、はつきりとお答えをいただくことをお願いいたします。私の質問を終わります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) ただいまの堀君の発言中、もし不穏当な言辭がございましたら、速記録を取り調べの上、適当な処置をとることといたします。

〔国務大臣池田勇人君登壇〕
○国務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。

公明選挙は民主主義政治のもとでございますから、われわれといたしましては、選挙が公明に行なわれることを念願して努力していくことが国民に対する務めと考えます。

御質問の第一点の、何ゆゑに従来の調査会の答申によつて立案しないかというお話でございますが、皆さんすでに御承知の通り、調査会の答申につきましては、一昨年の暮れでございますが、いろいろ各党でそれに基づいてやつたのでございまして、いかにも答申が抽象的でございますが、各党並びに各団体の意見が一致を見なかつたので、私は、この大事な選挙につきまして、今の選挙及び投票のみならず、区画及び定数、あるいは政党その他の政治団体並びに政治資金に関する問題、また、選挙の公明運動に関する選

挙全般の問題につきまして、深く、広く各方面の意見をまとめてもらいたい、こういうことで審議会を設けることにいたしましたのであります。(拍手)

なお、今回の法案に、答申を尊重すると書いてございまして、もちろん、われわれ、答申によつてやる従来の例を、ここに積極的に言明して、そうして、審議会の答申を尊重するということを明らかにいたしましたのでございまして、そうして、答申がありました場合におきましては、全体として答申があつた場合にのみ、できるだけ早くやつていく考えでございます。そうして、時期はどうするか、これは答申によつてきまることとさせていただきます。

また、改正を引き延ばす考えではないか。私は、そういう気持は毛頭持っておりません。りっぱな審議会の答申を得まして、これができるだけ早くやつていくというものが、私の考えでございます。従いまして、来年の参議院の選挙に間に合う場合には、私は間に合わせたいと考えておるのであります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 質疑はこれにて終了いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十二分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 池田 勇人君
厚生大臣 古井 喜實君
通商産業大臣 権名悦三郎君
建設大臣 中村 梅吉君
自治大臣 安井 謙君

昭和三十六年三月二十四日 衆議院會議録第十九号 朗読を省略した議長の報告

出席政府委員

法制局長官 林 修三君
外務政務次官 津島 文治君
大蔵政務次官 大久保武雄君

〇朗読を省略した議長の報告

(指名通知)

一、昨二十三日、本院は東北開発審議会委員に衆議院議員柳谷清三郎君を指名した旨内閣に通知した。

(常任委員辞任)

一、昨二十三日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 鈴木 義男君
外務委員 森 清君
大蔵委員 宇都宮徳馬君
文部委員 福田 勉蔵君
農林委員 龜岡 高夫君
文部委員 井伊 誠一君
文部委員 渡辺 勉蔵君
社会労働委員 浦野 幸男君
社会労働委員 福田 勉蔵君
社会労働委員 山口シヅエ君
社会労働委員 石山 權作君
社会労働委員 川俣 清吉君
社会労働委員 久保 三郎君
社会労働委員 佐々木良作君

社会労働委員 山口シヅエ君
社会労働委員 石山 權作君
社会労働委員 川俣 清吉君
社会労働委員 久保 三郎君
社会労働委員 佐々木良作君

社会労働委員 山口シヅエ君
社会労働委員 石山 權作君
社会労働委員 川俣 清吉君
社会労働委員 久保 三郎君
社会労働委員 佐々木良作君

社会労働委員 山口シヅエ君
社会労働委員 石山 權作君
社会労働委員 川俣 清吉君
社会労働委員 久保 三郎君
社会労働委員 佐々木良作君

社会労働委員 山口シヅエ君
社会労働委員 石山 權作君
社会労働委員 川俣 清吉君
社会労働委員 久保 三郎君
社会労働委員 佐々木良作君

社会労働委員 山口シヅエ君
社会労働委員 石山 權作君
社会労働委員 川俣 清吉君
社会労働委員 久保 三郎君
社会労働委員 佐々木良作君

社会労働委員 山口シヅエ君
社会労働委員 石山 權作君
社会労働委員 川俣 清吉君
社会労働委員 久保 三郎君
社会労働委員 佐々木良作君

社会労働委員 山口シヅエ君
社会労働委員 石山 權作君
社会労働委員 川俣 清吉君
社会労働委員 久保 三郎君
社会労働委員 佐々木良作君

社会労働委員 山口シヅエ君
社会労働委員 石山 權作君
社会労働委員 川俣 清吉君
社会労働委員 久保 三郎君
社会労働委員 佐々木良作君

明治三十五年三月三十一日第三種郵便物認可

押免油税法の一部を改正する法律案

案 地方道路税法の一部を改正する法律案

案 物品税法等の一部を改正する法律案

案 郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案

案 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件

案 開拓融資保証法の一部を改正する法律案

(答弁書受領)

一、去る二十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員西村関一君提出養庭野演習場における対戦車ミサイルの発射実験に関する質問に対する答弁書

養庭野演習場における対戦車ミサイルの発射実験に関する質問に対する答弁書

養庭野演習場における対戦車ミサイルの発射実験に関する質問に対する答弁書

養庭野演習場における対戦車ミサイルの発射実験に関する質問に対する答弁書

養庭野演習場における対戦車ミサイルの発射実験に関する質問に対する答弁書

養庭野演習場における対戦車ミサイルの発射実験に関する質問に対する答弁書

養庭野演習場における対戦車ミサイルの発射実験に関する質問に対する答弁書

養庭野演習場における対戦車ミサイルの発射実験に関する質問に対する答弁書

養庭野演習場における対戦車ミサイルの発射実験に関する質問に対する答弁書

養庭野演習場における対戦車ミサイルの発射実験に関する質問に対する答弁書

養庭野演習場における対戦車ミサイルの発射実験に関する質問に対する答弁書

養庭野演習場における対戦車ミサイルの発射実験に関する質問に対する答弁書

養庭野演習場における対戦車ミサイルの発射実験に関する質問に対する答弁書

実験を行なつたか。

三 今後、この種の実験を養庭野演習場で行なう計画があるか。また、その意思があるか。あれば、その内容を明らかにされたい。

四 養庭野演習場をミサイル試射場とする意思があるか。

右質問する。

昭和三十六年三月二十二日

内閣総理大臣 池田 勇人

衆議院議員西村関一君提出養庭野演習場における対戦車ミサイルの発射実験に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員西村関一君提出養庭野演習場における対戦車ミサイルの発射実験に関する質問に対する答弁書

養庭野演習場における対戦車ミサイルの発射実験に関する質問に対する答弁書

養庭野演習場における対戦車ミサイルの発射実験に関する質問に対する答弁書

養庭野演習場における対戦車ミサイルの発射実験に関する質問に対する答弁書

養庭野演習場における対戦車ミサイルの発射実験に関する質問に対する答弁書

養庭野演習場における対戦車ミサイルの発射実験に関する質問に対する答弁書

養庭野演習場における対戦車ミサイルの発射実験に関する質問に対する答弁書

養庭野演習場における対戦車ミサイルの発射実験に関する質問に対する答弁書

養庭野演習場における対戦車ミサイルの発射実験に関する質問に対する答弁書

養庭野演習場における対戦車ミサイルの発射実験に関する質問に対する答弁書

養庭野演習場における対戦車ミサイルの発射実験に関する質問に対する答弁書

養庭野演習場における対戦車ミサイルの発射実験に関する質問に対する答弁書

養庭野演習場における対戦車ミサイルの発射実験に関する質問に対する答弁書

四 養庭野演習場はこれを専用のミサイル試射場とする考えはない。

右答弁する。

定価 一部 十五円

（別紙）

発行所 東京府新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三三三